

津山市監査委員告示第 5 号
令和 5 年 3 月 22 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年度の定期監査を実施したの
で、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢 二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

令和 4 年度

定期監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の対象、実施日等

実施日	対 象	実施内容	実施場所
令和4年 6月 1日	環境福祉部	市民窓口課、環境生活課、環境事業課、医療保険課、特別定額給付金事業推進室	聴 取 市役所本庁舎
6月 3日		特定空家、旧環境事業所用地、一般廃棄物最終処分場	現地調査
10月 3日	税務部	債権管理室、税制課、納税課、課税課	聴 取 市役所本庁舎
	出納室	出納室	〃 〃
10月28日	農林部	ビジネス農林業推進室、農業振興課、農村整備課、森林課	聴 取 市役所本庁舎
	農業委員会	農業委員会事務局	〃 〃
10月31日	農林部	地産地消センター、食肉処理センター、まほらファーム	現地調査
11月11日	教育委員会	教育総務課、学校教育課、保健給食課、次世代育成課	聴 取 市役所本庁舎
	議会事務局	議会事務局	〃 〃
11月14日	教育委員会	津山市立一宮小学校、津山市立勝北中学校、戸島学校食育センター	現地調査
令和5年 2月 1日	産業経済部	商業・交通政策課、仕事・移住支援室、みらい産業課、企業立地課	聴 取 市役所本庁舎
2月 3日	観光文化部	観光振興課、歴史まちづくり推進室、文化課	聴 取 市役所本庁舎
2月 7日	観光文化部	津山文化センター 知新館	現地調査

第2 監査の着眼点

令和3年度及び令和4年度における予算、収入、支出、契約、財産等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、事業が効果的に実施されているか等に加え、令和4年度から需用費修繕料の執行を監査の着眼点とした。

第3 監査の方法等

監査にあたっては、監査資料や関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、関係職員からの聴取、現地調査などを行い、津山市監査基準に基づき実施した。

第4 監査の結果

各監査対象部署における財務に関する事務については、一部において改善を要する点がみられたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。その際には、原点に立ち返り関係する条例、規則等を再度確認し、その規定内容が現行の事務処理にそぐわない場合は改正も含めて検討し、より適切な事務処理となるように努められたい。

また、前回監査での指摘事項について改善済の報告があったにもかかわらず、実際には改善されていない事例も複数みられた。実際に実施した内容を正確に報告することはもとより、改善した事務処理を適正に継続して実施されたい。

なお、軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

1 改善を要する事項

税務部

税制課

- (1) 令和3年度に購入した切手が1,000枚以上繰り越されていた。また、年度末に購入した切手を未使用のまま繰り越していた事例もあった。切手等の購入にあたっては必要数量を適切に把握し、計画的な執行に努められたい。

納税課

- (1) 収納金現金出納簿につり銭が記載されていなかった。津山市会計規則第26条第6項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

環境福祉部

市民窓口課

- (1) 地図情報閲覧窓口において、あらかじめ現金出納員名のゴム印を押した現金領収書を使用していた。実際に現金を受領した際に、津山市会計規則第20条及び第21条の規定に基づき現金出納員又は現金分任出納員が交付されたい。

環境生活課

- (1) 犬の登録手数料及び火葬炉使用料(宿日直取扱)の収納金現金出納簿につり銭が記載されていなかった。津山市会計規則第26条第6項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 複数の手数料を現金で収納しているが、現金の取扱いに係るリスク個票が作成されていなかった。紛失、盗難のリスクが想定されることから「事務処理におけるリスクマネジメント」に基づいてリスク個票を作成し、リスク管理を徹底されたい。
- (3) 概算払した旅費を精算するまでに、用務終了後52日を要しているものがあった。津山市会計規則第64条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (4) 所管する建物及び土地の一部について財産活用課の公有財産台帳と環境生活課の副本では面積に相違があった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (5) 現金分任出納員が犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を委託先

から収納し、指定金融機関へ払い込むまで35日を要していた。このことについては、前回の定期監査においても収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう指摘していたが改められていなかった。

また、現金分任出納員が委託先から手数料を収納した後、過誤納分を差し引いて指定金融機関に払い込んでいたため、領収金額と払込金額とで差額が生じていた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

- (6) 狂犬病予防法関係業務委託(個別注射)について、委託先が収納した手数料が契約に定める期日を過ぎて納付されていた。また、令和3年7月から令和3年12月分は3か月分ずつまとめて納付されており、犬の登録件数等の毎月の報告も同様にまとめて提出されていた。委託契約書第4条及び第9条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (7) 美しいまちづくり運動推進事業委託は、事業終了後、決算に基づき委託料を精算する契約になっている。令和3年度は委託料1,800,000円に対し決算額1,799,670円だったが差額が返納されていなかった。委託契約書第4条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (8) 津山市環境衛生推進委員会関係綴の中に、受託者が保管すべき「美しいまちづくり運動推進事業委託契約書」が綴られていた。委託者及び受託者双方で一部ずつ保管するよう改められたい。

環境事業課

- (1) 津山市粗大ごみ等収集運搬業務について、処理手数料の収納事務を受託者に委託する際、津山市会計規則第41条第1項の規定に定める会計管理者への合議が確認できなかった。同条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

医療保険課

- (1) 糖尿病性腎症等重症化予防指導員養成事業委託について、業務完了報告書に金額以外の記載がなかった。業務完了報告書に業務実施状況や納品状況等の記載又は添付を求め、適正に履行確認されたい。
- (2) 特定健康診査委託、高齢者健診実施業務について、令和2年度の業務委託期間中の受診に係る委託料が令和3年度予算から支出されていた。本業務は契約で期間を定めた委託業務であるので、岡山県国民健康保険団体連合会の受付時の年度ではなく、受診時の年度での支出とされたい。

産業経済部

商業・交通政策課

- (1) ふるさと津山サポート寄附金の収納金現金出納簿を確認したところ、記載漏れ及び指定金融機関への払込日の記載誤りがあった。津山市会計規則第23条の規定に基づき収納した現金を適正に管理し、日々の残高確認を確実に行われたい。
- (2) ふるさと津山サポート寄附金は現金による収納も行っているが、現金の取扱いに係るリスク個票が作成されていなかった。紛失、盗難のリスクが想定されることから「事務処理におけるリスクマネジメント」に基づいてリスク個票を作成し、リスク管理を徹底されたい。

- (3) 平成27年度機構改革に伴い異動登録した備品のうち、設置場所が他課になっている備品が複数あった。このことについては前回定期監査で指摘し、措置済の報告を受けていたが改められていなかった。また、令和2年度機構改革に伴う備品の異動登録ができていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。
- (4) 令和4年7月の機構改革の際に「産業文化専用津山市長之印」及び「津山市産業文化部長之印」の廃止に伴う手続きができていなかった。津山市公印規則第4条第2項及び津山市物品会計規則第17条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (5) 加茂小学校前バス待合所、JR美作加茂駅ほか複数の施設について公有財産台帳の副本が整備されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (6) 令和3年度中小企業融資制度損失補償金の支出負担行為を補正予算議決前に決定していた。津山市予算規則第15条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (7) 美作加茂駅舎管理業務委託は受託者が業務の一部を他に委託していたが、書面による市の承認を得ていなかった。委託契約書第4条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (8) 美作加茂駅舎設置の自動販売機について、売上げに係る実績報告書が契約に定める期日を過ぎて提出されていた。このことに伴い売上納付金の納付も契約に定めるとおりになされていなかった。美作加茂駅舎に設置する清涼飲料水等自動販売機による販売に関する契約書第7条第2項及び第4項の規定に基づき適正に事務処理されたい。また、業務の実情に合わせて契約内容の見直しも検討されたい。
- (9) 地域振興特定路線等維持費補助金について、補助金額の確定及び補助事業者への通知がなされていなかった。このことは前回定期監査で別の補助金について指摘していたが、津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理を徹底されたい。
- (10) 津山市経済振興対策補助金の実績報告書のなかに令和4年5月27日付けで提出、受付されているものがあつた。津山市補助金等交付規則第9条の規定及び平成31年4月12日付け「津山市補助金等交付規則の一部改正に伴う補助金交付事務の取扱いについて(通知)」に基づき適正に事務処理するよう団体を指導されたい。

仕事・移住支援室

- (1) 事前調査時に「津山市長之印」(物品番号239)の現物確認ができなかった。後に確認できたがラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市公印規則第3条第2項、津山市物品会計規則第29条の規定に基づき適正に管理されたい。
- (2) 津山圏域雇用労働センターの無線LAN設備を新たに設置した際、費用を修繕料で執行していた。修繕料は本体の維持管理、原状復旧を目的とする費目であるので、実際の支出内容と齟齬が生じている。予算執行においては歳出費目を適正に判断して事務処理されたい。

みらい産業課

- (1) みらい産業課が管理している車両について、車両台帳が作成されていなかった。津山市物品会計規則第24条の規定に基づき車両台帳を作成し、適正に管理されたい。また、同車両の管理経費をつやま産業支援センターが支出していたが、同センターが経費を負担する根拠が不明であり、車両の管理者、使用状況等を踏まえ適正に管理されたい。
- (2) 市職員が担当している津山市人づくり事業運営委員会の支出伝票に貼付している領収書に、同運営委員会宛以外のものが複数あった。宛名を間違えることで証拠書類としての信ぴょう性が欠けてしまうため、平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。

企業立地課

- (1) 企業立地課が管理している車両について、備品台帳に記載している設置場所に駐車（保管）されていなかった。津山市物品会計規則第24条の規定に基づき適正に管理されたい。
- (2) 一括発注すべき業務委託を分割して発注したと判断されかねない事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 受益者が経費の一部を負担する条件で実施した修繕について、合意を証する書類が作成されていなかった。紛争等を防止するため、実施内容や条件等を書面で取り交わすよう改められたい。

観光文化部

観光振興課

- (1) 津山駅観光案内所業務委託、横野滝公衆便所・浄化槽管理委託は、仕様書で提出が定められている業務完了報告書が提出されていなかった。契約に基づき適正に履行確認されたい。
- (2) 加茂町インフォメーションセンターの令和4年3月分自動販売機売上手数料が、契約書第8条に定める期限である令和4年4月末日を過ぎて納付されていた。契約に基づき適正に事務処理されたい。
また、納入者は令和4年5月中に収納代理金融機関に手数料を納入していたが、入金確定が令和4年6月3日となったため令和3年度会計では収入未済となり、地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則に反していた。納入から入金確定までの期間は各金融機関で異なるため、出納閉鎖前における歳入の取扱いには十分留意されたい。
- (3) 津山まなびの鉄道館駐車場、横野滝2の滝展望台の財産台帳の副本が整備されていなかった。また、管理している土地建物台帳は、津山市公有財産取扱規則の様式と財産活用課が現在使用している様式の2種類が混在していた。津山市公有財産取扱規則第16条及び第17条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

歴史まちづくり推進室

- (1) 旧荻田家付属町家群宿泊施設、橋本町ポケットパーク、作州民芸館多目的広場

等の公有財産台帳に図面の添付がなかった。津山市公有財産取扱規則第16条及び第17条の規定に基づき公有財産の状況を把握し、公有財産台帳及び付属図面等を適正に管理されたい。

- (2) 作州城東屋敷の行政財産目的外使用許可に係る決裁に、財産活用課の合議がなかった。津山市公有財産取扱規則第8条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 「リスク一覧」及び「リスク個票」をイントラネットに掲載していなかった。当市では、令和元年に事務処理ミスなどの事案発生が続いたことから「事務処理におけるリスクマネジメント」が策定され、その手順には「対応策を決定し、イントラネットに掲載して全庁で共有する。」と示されている。リスクマネジメントが策定された趣旨を踏まえ、適切に対応されたい。

文化課

- (1) 市職員が担当している津山市文化連盟の会計事務では、支出伝票に添付されている領収書に宛名がないものが複数あった。宛名がない領収書は支払者が不明確であり証拠書類として信ぴょう性に欠けることから、宛名に団体名を記載されたい。
また、現金出納簿は鉛筆書きで年度の途中までしか記載されていなかった。現金出納簿での鉛筆の使用は、記載事項の改ざんの疑念を生じさせるため、ボールペン(消えない筆記用具)を使用してその都度記入し、訂正する場合は二重線のように押印するよう改められたい。
平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき、公金等の適正な管理を徹底されたい。
- (2) 津山文化センターの大規模改修に伴い廃棄された備品の一部が、備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、同規則第17条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 津山郷土博物館、城東むかし町家・旧梶村家住宅、箕作阮甫旧宅等、一部の公有財産台帳に図面の添付がなかった。津山市公有財産取扱規則第16条及び第17条の規定に基づき公有財産の状況を把握し、公有財産台帳及び付属図面等を適切に管理されたい。
- (4) 勝北文化センター1階事務室・控室系統空調機修繕は予算が不足していたため、令和4年2月1日付けで予算を流用し同日支出負担行為を決定していたが、業者との契約日は令和4年1月28日であった。津山市支出負担行為手続規則第7条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (5) 「津山弥生の里文化財センター所長之印」及び「津山洋学資料館長印」にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条の規定に基づき標識票を表示し管理されたい。
- (6) 美和山古墳群草刈等業務委託及び美作国分寺跡草刈業務委託は、契約に基づき業務の一部を他に委託する承認申請書が提出されたが、委託の内容及び理由の記載がなかった。また、市は口頭で承認し受託者への承認通知書を作成していなかった。契約書第4条の規定に基づき他に委託する内容などを書面で確認し承認するよう改められたい。
- (7) 津山郷土博物館及び津山洋学資料館の収納金現金出納簿につり銭が記載されて

いなかった。津山市会計規則第26条第6項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

農林部

農業振興課

- (1) 市職員が担当しているつやま和牛振興協議会の会計事務では、収入伝票を作成していなかった。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 備品台帳に取得から30年以上が経過している乗用田植機、トラクター等の登録があった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 備品台帳に設置場所が勝北マルシェ「ほほえみ彩菜」となっている備品が複数登録されていたが、実際には当該施設を所管するビジネス農林業推進室が管理していた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。
- (4) 所管する建物及び土地について、公有財産台帳の副本が整備されていなかった。また、前回監査で指摘していた建物の図面が未整備であった。津山市公有財産取扱規則第16条及び第17条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (5) 津山市食肉処理センターへの自動販売機の設置について、行政財産目的外使用許可がなされていなかった。津山市公有財産取扱規則第23条に基づき適正に事務処理されたい。
- (6) つやま飼料発展開発事業（飼料改良）補助金、つやま飼料発展開発事業（エコフィード）補助金及びつやま和牛ブランド化PR事業補助金について、補助金額の確定及び補助事業者への通知がなされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正に事務処理されたい。

農村整備課

- (1) 原材料費の執行において、予算不足の状態で発注していた事例があった。津山市予算規則第15条及び第16条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 藤ヶ瀬水路改修工事に伴う電柱移転補償3件の支出負担行為を補正予算議決前に決定していた。津山市予算規則第15条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 農業用施設敷地として購入した土地について、財産活用課に異動報告書が提出されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (4) 修繕料の執行において、業者選定理由が不明確な事例、契約書が必要にもかかわらず作成されていない事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。
- (5) 支障木撤去業務委託において、委託先の選定理由が不明確な事例、随意契約理由が不適切な事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。
- (6) 黒木ダム（土地改良区）補助金について、補助金額の確定及び補助事業者への

通知をしていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正に事務処理されたい。

森林課

- (1) 原材料費の執行において、補正予算議決前に支出負担行為を決定していた事例があった。津山市予算規則第15条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
また、工事用原材料受払簿を作成していなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 林道美作北線ほか草刈作業業務委託、林道下り茅線草刈作業業務委託、林道志田線草刈作業業務委託及び林道美作北線草刈作業業務委託の契約書に津山市公印規則別表第1様式6の2の公印が使用されていた。また、林道美作中央線草刈清掃作業委託の契約書に同表様式1の2の公印が使用されていた。津山市公印規則の使用区分に基づき適正な公印を使用されたい。

農業委員会

農業委員会事務局

- (1) 農地関係証明手数料を指定金融機関へ払い込むまで20日を要していた。このことについては、前回の定期監査においても収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう指摘していたが改められていなかった。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
また、現金取り扱いのリスク軽減と事務処理の効率化のため、納付書での払込みを検討されたい。

教育委員会

教育総務課

- (1) 事前調査を行った中学校の郵便切手受払簿に記載されたはがきの残高と実際の保有枚数が一致していなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 小中学校において一括発注が可能と思われる修繕(同時期、同内容、同学校内)を分割して発注したと判断されかねない事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 学校で収納した令和2年度分の電話料(生徒使用分)を令和3年度会計の収入としていた。地方自治法施行令第142条第1項第3号及び津山市会計規則第28条第1項に基づき適正に事務処理されたい。

学校教育課

- (1) 保護者対応力向上DVD第6巻(備品番号12949)の現物が確認できなかった。
津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、同規則第17条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 就学援助費の誤支給に係る返還金の令和3年度収入未済金を令和4年4月1日付けで調定し、令和4年度会計へ繰り越していた。津山市会計規則第38条第1

項に基づき令和4年6月1日付けで調定し繰り越されたい。

また、令和4年度会計へ繰り越した返還金に収入未済が生じた場合は、同規則第38条第2項に基づき令和5年4月1日付けで調定し、令和5年度会計へ繰り越されたい。

- (3) ふるさと学習推進事業において、仕様書の条件と異なるバスを借上げていた事例があった。必要な車種及び台数等を十分確認して仕様書を作成し競争見積を実施するとともに、組織的なチェック体制を整えられたい。

保健給食課

- (1) 市職員が担当している岡山県学校保健会津山支部の会計事務では、収入伝票を作成していなかった。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。

次世代育成課

- (1) 「津山市青少年育成センター所長之印」にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

2 監査委員の意見

監査の結果、現金、郵便切手、備品、公有財産等の基本的事項に係る事務処理が不適切な方法により行われている状況を複数の部署で改めて確認した。このことは過去の監査においても指摘しており、市政の信用失墜や業務上のリスクなどにつながるおそれがあることを職員一人ひとりが認識し、全庁的なリスク管理の徹底を図るとともに、チェック体制の構築や職員研修の充実を図るなど事務処理能力の向上に努められたい。

今年度から新たに需用費修繕料を監査の着眼点とした。業者選定理由が不明確な事例、必要な契約書を作成していない事例、他の費目で執行すべきと考えられる事例、受益者負担の徴収根拠が不明確で、取り扱いに疑義のある事例などのほか、随意契約にあたって、見積徴取先が不適切な事例、随意契約理由が明記されていなかったり、不適切と考えられる事例、一括発注が可能にもかかわらず分割して発注したと判断されかねない事例などがみられた。こうした課題は、部署ごとで法令の解釈や考え方等に違いが生じ、運用方法が異なるおそれがあることから本市全体で整理する必要がある。

また、予算執行において、予算不足の状態のまま流用等の手続を行わず発注した事例や、補正予算に計上した経費を議会議決日以前の日付を支出負担行為日としていた事例などもみられた。

前年度においても述べたが、個別に指摘した部署においては、法令やガイドライン等に照らしてこれまでの事務処理が適切であったかを必ず検証し、今後の予算執行等の手順、方法を再確認されたい。また、契約に関わる職員は、緊急時における市民生活等への影響に十分配慮しつつ、関係法令等を遵守し、「最少の経費で最大の効果」という地方

自治の基本理念に基づき常にコスト意識を持ちながら、競争性、経済性、公平性を追求するよう努められたい。

今回指摘した事項が直接的には特定の部署に限られていても、改善には全庁的な制度の見直しや調整が必要となる場合も多い。そのため、財務事務に限らず事務処理を統括する部署にあっては、今回指摘した事項をその部署固有の問題として理解するのではなく、組織全体の課題として、協力して原因を究明し、解決策を検討されたい。特に指摘等が現行の事務処理のシステムや管理体制などに起因する場合は、より効率的で適切なものとなるよう主導的な立場で見直しに取り組まれたい。あわせて関係部署が連携して事務処理上の課題や法令の解釈に関して相談や調整ができる仕組みや職員意識の醸成などの環境づくりを進められることを要望する。